

人権文化の創造を目指したまちづくりについて（答申）
「概要版」

平成17年2月

北九州市人権施策審議会

北九州市人権施策審議会 答申概要

「人権文化の創造を目指したまちづくり」に向けて

北九州市は21世紀の重要な行政課題として「人権文化のまちづくり」を市政の基本に位置付けることが必要であり、行政総体としてその推進に取り組まなければならない。

「人権文化のまちづくり」とは市民一人ひとりが人権尊重の精神を正しく身に付け、人権を尊重することが市民の日常生活の中で当たり前前の行動として自然に出てくる社会をつくることである。

1 基本理念

北九州市が「人権文化のまちづくり」を進めるための3つの基本理念を掲げる。

(1) 人間の尊厳

市民一人ひとりが「人間の尊厳」を持つかけがえない存在として意識され、守られることが必要である。

「人間の尊厳」が守られるためには、お互いの個性を認め合う心、他者の痛みが分かる心、他者を思いやる心など、豊かな人間性をはぐくむことが重要である

(2) 自立

「人権文化のまちづくり」を推進するためには、市民がまちづくりの主役としての自覚を持って自ら考え、判断し、行動することが必要であり、「人権文化のまちづくり」を市民自らの課題として受け止め、自発的、自主的に取り組むことが重要である。

(3) 共生・協創

心がふれあう交流を通し、理解を深め、共に生き、支え合い、そしてお互いに協力し、創意を生かしながら「人権文化のまちづくり」に取り組むことが必要である。

これらの3つの基本理念を踏まえ、「人権文化のまちづくり」を市民自らの考えや行動によって推進するために

「(仮称)北九州コンパクト」の実施

「(仮称)人権100人委員会」の設置

「(仮称)人権啓発コーディネーター」の養成、配置を提案する。

2 市民等の役割

「人権文化のまちづくり」は社会全体で築いていかなければならない。

「市民一人ひとり」、「地域における団体・機関等」、「企業」、「行政」が主体性を持ちながら、相互に連携、協働することが必要である。

(1) 市民一人ひとりの役割

市民一人ひとりが人権の意義を正しく認識し、人権尊重の考えに裏打ちされた態度や行動を、日常生活の中で実践していくことが必要である。

(2) 地域における団体・機関等の役割

地域における団体・機関等がネットワークを形成し、人権を尊重したまちづくり活動を通して、地域住民の「交流」や「ふれあい」が促進され、地域住民の「支え合い」が深まるような地域コミュニティの形成に向けて努力する必要がある。

多様な経験を積んだ多くの人材がまちづくりの推進者となることが望まれることから、人材をはぐくむ環境を整えることが必要である。

(3) 企業の役割

企業は社会を構成する「企業市民」として、その社会的責任を自覚し、地域社会に貢献することが求められており、「人権文化のまちづくり」のため、人権尊重を視点にした取組やまちづくり活動が望まれる。

また、環境に一層配慮した取組が求められる。

(4) 行政の役割

北九州市は市民とともに「人権文化のまちづくり」を進めるという強い信念と自覚を持ち、市民が主役であることを認識し、「市民一人ひとり」、「地域における団体・機関等」、「企業」が自主性や主体性を発揮できる環境づくりに努め、「人権文化のまちづくり」に向けて行政総体として積極的に取り組む必要がある。

人権施策を確立するための方策

「人権文化のまちづくり」を着実に進めるために行政として執るべき方策について次のとおり提言する。

1 人権施策推進の基本的な視点

(1) 人権を中心に据えた施策の推進

行政施策はそれぞれの人権問題の固有の経緯等を踏まえた上でその根底にある共通の構造を見据え、あらゆる施策の中心に「人権を尊重する」という視点を据える必要がある。

(2) 市民が主役となる施策の推進

「人権文化のまちづくり」の主役は市民である。北九州市は、市民が「人権文化のまちづくり」を自分自身の課題としてとらえ、自ら考え、自ら学び、自ら行動できる施策の推進に努める必要がある。

(3) 「いのち」をつなぐ環境づくり

行政施策は人間の根源である「いのち」を将来に向かってつないでいく施策でもあることから、「いのち」がはぐくまれる地球環境の中では、人間と環境がバランスのとれた共存を続けていく必要がある。

市民が住み慣れた地域、職場などで、安全に、安心して暮らしていくための環境づくりを進めていく必要がある。

2 人権施策を推進するための取組

(1) 行政総体で取り組む「人権文化のまちづくり」

北九州市は、常に人権尊重の視点に立ち、人権を特定の部局に限った取組とするのではなく、行政総体として推進する必要がある。

(2) 市民参加・市民参画の促進

「人権文化のまちづくり」を進めるためには、市民が「人権文化のまちづくり」を身近に感じ、主体的に行動することが求められる。市民が施策等の企画、計画の段階から参加・参画する機会の拡大に努める必要がある。市政情報の提供や公開を推進し、市民活動団体と連携、協働することも重要である。

「人権文化のまちづくり」に地域社会全体で取り組む風土・土壌づくりを進めていく必要がある。

(3) 「(仮称)北九州コンパクト」の実施

日常生活の中に人権を尊重する気運を醸成するために、市民が気軽に実践できる人権尊重に関する行動基準を掲げる「(仮称)北九州コンパクト」の実施とその推進母体となる「(仮称)人権100人委員会」の設置を提案する。

(4) 推進体制の強化

行政総体として人権行政を推進するための「(仮称)人権施策推進本部」の設置や新たな人権課題に迅速に対応するための組織のあり方、北九州市と市民とが協働できる推進体制のあり方について検討する必要がある。

(5) 人権感覚に優れた職員の育成

「人権文化のまちづくり」を進めるためには、北九州市のすべての職員は人権意識を高め、人権感覚を磨き、市民の視点に立って、中立公正に業務を遂行しなければならない。市職員が人権尊重の視点に立った業務を遂行するための、一層効果的な職員研修のあり方について検討する必要がある。

(6) 行政施策の評価や検証システムづくり

施策が人権の視点に立ったものかどうかの評価・検証方法の検討や人権行政を見守る第三者機関を設置する必要がある。

(7) ネットワークの充実

国、県等の行政機関、人権擁護委員、民生委員・児童委員、地域における団体・機関等、企業等とのネットワークの充実や、ネットワークによって得られた情報を市民に効果的に提供のするための仕組づくりが必要である。

- (8) 相談・支援体制の充実
各相談窓口が、あらゆる人権相談に対して迅速で適切な対応ができる体制づくりが必要である。相談窓口職員の専門知識の習得や技術の向上、資質の向上に努める必要がある。
自ら問題を解決しようとしている様々な人権課題の当事者や市民の自主的、主体的な活動との協働や支援の方法についても検討する必要がある。
 - (9) 人権に配慮した取組を進める企業との連携
「北九州市人権問題啓発推進協議会」等と連携を強化し、企業の人権啓発活動に対する支援等を行い、地域貢献に取り組みやすい環境を整えることが必要である。
 - (10) 地域の拠点機能の充実
地域交流センター、市民センターは、地域住民に信頼される施設として十分な機能を果たすことが求められており、職員の人権尊重意識や資質の向上を図ることが重要である。
- 3 人権に関する個別課題について
個別の重要課題に関する施策の推進や計画等の見直しの際には、本答申の基本理念や行政総体の取組の重要性を踏まえて、総合的な効果が発揮できるよう、人権施策の推進に努める必要がある。

人権教育・人権啓発の今後のあり方

- 1 人権教育・人権啓発の基本的な視点
すべての人権問題の共通の構造を見極め、人権教育と人権啓発が有機的に連携し、市民参画を得ながら、総合的、計画的に取り組む必要がある。
- (1) 自分自身の課題としての人権教育・人権啓発の推進
人権を他人事としてではなく市民自身の課題としてとらえ、人権への配慮を日常の態度や行動として自然に現すことができる人権教育・人権啓発が必要である。
 - (2) 生涯にわたる多様な人権教育・人権啓発の推進
幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象にあらゆる場と機会を通して取り組むことが必要であり、人権教育・人権啓発の内容・手法に創意工夫を凝らす必要がある。
 - (3) 市民の理解と共感を得る人権教育・人権啓発の推進
人権教育・人権啓発の内容や手法等は市民に広く理解され共感を得るとともに、市民一人ひとりの自主性を尊重する必要がある。市民がそれぞれの立場で主体的かつ連携して取り組むことが必要である。

2 人権教育・人権啓発を推進するための取組

(1) 人権教育

学校教育

(基本的な考え方)

学校の教育活動全体を通じて、一人ひとりの子どもが、人権の意義や内容、重要性について理解し、自他の人権を尊重することができ、それが様々な場面等で具体的な態度や行動として現れるような人権教育を推進する必要がある。

ア 人権尊重を基本とした学校運営の推進

人権尊重を学校運営の基本とし、学校生活を通じて子どもたちの人権感覚が自然に養われる学級・学校づくりに努めることが大切である。学校で生じる様々な問題を人権という視点でとらえ直すことも重要である。

イ 指導方法・教材の開発と整備

子どもが人権についての課題意識を持ち、自ら考え判断する力や行動力を育てるために、多様な体験活動や、交流学习を取り入れるなど指導方法の工夫が求められる。

学習教材は、身近な事柄を取り上げ、子どもたちの興味・関心等を生かすなど創意工夫が必要である。

ウ 人権感覚に優れた教職員の育成

教職員が多様な人権問題への理解を深め、人権尊重の理念について十分な認識と感性を身に付けるとともに、実践的な指導力を向上させるため、教職員研修の充実・見直しを進めていく必要がある。

エ 家庭・地域との連携

学校・家庭・地域がそれぞれの教育機能を生かしながら連携するための体制づくりを進める必要がある。

社会教育

(基本的な考え方)

学習者の期待に応えるために学習効果や学習意欲が高まるような学習プログラムを開発・提供することが必要である。

市民活動団体の主体的な取組を促進し、また有機的に連携しながら学習機会の充実を図る必要がある。

ア 様々な人権問題の共通性の理解促進

様々な人権問題の根底にある共通の構造を見極めるため、様々な人権問題を組み合わせた交流学习や人権課題の当事者との交流・対話を促進するなど効果的な方法を工夫する必要がある。

イ 学習サイクルの確立と実践活動の場の創出

学習者の多様なニーズに対応するため、体系的に学べる学習プログラムを構築・提供し、学習のサイクルを生み出す学習体系を整備する必要がある。

人権・環境問題を生涯学習における重要なテーマとして位置付け、総合的な学習活動や実践活動を展開し、それぞれの課題解決に向けて取り組む必要がある。

ウ 地域交流活動の促進

市民一人ひとりが互いに支え合える社会をつくり上げていくことが重要である。地域におけるまちづくりの拠点である市民センター・地域交流センターは、地域住民の絆を深め、人権を尊重したまちづくりを具現化する場として発展させていく必要がある。

エ 指導者の育成

地域における人権教育を活性化させていくための指導者養成の取組が重要であり、市民センターは館長や職員等の人権尊重意識を高め、地域の人権教育を推進する役割を果たすための資質の向上が求められる。

(2) 人権啓発

(基本的な考え方)

市民一人ひとりが人権についての正しい知識を学び、自分自身の課題として受け止め、人権尊重の精神が生活の中で生かされる啓発を市民と北九州市が協働して取り組んでいく必要がある。

啓発活動の充実・推進

参加型・体験型等の手法を取り入れるなど創意工夫しながら啓発を推進する必要がある。

人権啓発活動の積極的な周知活動の一環として、人権情報に関するメールマガジンの発行や市民の主体的な人権啓発活動に対する顕彰制度の導入についても検討する必要がある。

人材育成の充実

人権啓発推進者の一層の活用を進めるために、養成講座の充実、養成のシステム化、人権啓発推進者の組織化を行うほか、市民活動団体にも参加を呼びかけるなど、人権啓発推進者の裾野を広げることが必要である。

地域内での実践活動を牽引するなど、まちづくりを人権の視点で横断的にコーディネートし地域のキーパーソンとなる「(仮称)人権啓発コーディネーター」の養成を提案する。

地域における啓発活動の推進

地域における人権啓発の拠点である地域交流センターや市民センターを中心としながら、家庭、学校、地域、職場等で人権について学習できる機会と場の拡大や学習機会を地域に普及させるためのネットワークの構築、そのネットワークの中心的役割を担う「(仮称)人権啓発コーディネーター」を中心とした市民運動の推進が必要である。

企業の啓発活動への支援

企業に対する研修講師の派遣、教材・人権情報の提供等をさらに積極的に行うことが必要である。人権啓発活動に取り組む企業に対して顕彰制度を設けることやまちづくりに積極的に参画するための支援策の検討も必要である。

人権啓発ネットワークの充実

行政等公的機関と市民活動団体等がネットワークを構築し、啓発活動を行うことが重要である。

人権（啓発）に関心を持つ人が人権情報の交換、交流等ができる「（仮称）人権交流サロン」を設置し、人材の発掘やネットワークの拡大が図られることが望ましい。

調査・研究機能の充実

国内外の先進的な啓発手法の情報収集や人権問題の調査研究機能の充実を図り、効果的な啓発につなげていく必要がある。

企業等とも連携して啓発手法を研究し、「人権啓発モニターによる調査」を導入するなど、市民ニーズの把握や事業効果の測定に努めることが重要である。

北九州市人権問題啓発推進協議会の機能・役割の充実

「北九州市人権問題啓発推進協議会」は、今後もさらなる活動の充実が望まれる。また、市民による自主的、主体的な啓発活動を推進する母体的役割を目指して北九州市と連携していくことが望まれる。

人権啓発推進機能の充実

人権啓発の取組を効果的に推進するため、人権啓発推進組織のあり方について、総合的な見地から検討することが望まれる。

おわりに

今後の北九州市における「人権文化のまちづくり」に関して、人権行政の新しい基本指針を早急に示すことを期待する。